

所管部課	子育て支援部 保育課		部長	吉沢 寿子		
件 名	令和3年度東大和市病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する 要綱について					
		区分		1 審議事項	☐ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1 要 旨 令和3年度の国の定める子ども・子育て支援交付要綱の補助内容に変更があったため、以下のとおり、令和3年度東大和市病児・病後児保育事業実施要綱を一部改正するものである。 (2) 主な改正点 令和3年度東大和市病児・病後児保育事業実施要綱第12条第1号ウに定めている新型コロナウイルス感染症の影響による補てん分の基準額である年間延べ利用者数区分の変更を行うものである。 利用区分が細分化されたため、「1,000人以上1,200人未満」を「1,000人以上1,100人未満」の区分に改正する。 (3) 施行年月日 市長決裁日から施行し、令和3年4月1日から適用する。 (4) 影響及び効果 病児・病後児保育事業の継続的な運営により、共働き世帯やひとり親世帯の保護者に対する子育て支援の充実が図られる。						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 令和3年6月 国の子ども・子育て支援交付金要綱の送付。						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議における報告後、速やかに起案の事務を進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。